別紙

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び弘前市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、令和６年度弘前市東京圏ＵＪＩターン就職等支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、それぞれに定める移住支援金の額を返還します。

(1) 虚偽の申請等が判明した場合：全額

(2) 申請日から３年未満に弘前市から県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市

町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）：全額

(3) 申請日から１年以内に移住支援金の交付に係る就業先を退職し、又は解雇された場合

：全額

(4) 関係人口要件で移住支援金の交付決定を受けている場合で、申請日から１年以内に離

農し、又は廃業した場合：全額

(5) あおもり移住起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合：全額

(6) 申請日から３年以上５年以内に弘前市から県外に転出した場合（弘前市から青森県

内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）：半額

　(7) 要綱の内容、法令又は市長の指示に違反した場合：交付の決定を取り消された額

-----------------------------------------------------------------------------------

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　青森県及び弘前市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、青森県及び弘前市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、申請年度以降も、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。